

2024 年 日本大学法学部法桜祭

模擬裁判

～ゲームミュージック事件～

第一審判決

知的財産法藤田ゼミナール第10期生

(表紙裏)

令和6年11月3日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 細井 駿人
令和6年(ワ)第1288号 著作権侵害差止等請求事件
口頭弁論終結日 令和5年9月18日

判 決

原告会社	株式会社	WICADE	
上記代表者代表取締役社長		山田 太郎	
原告会社訴訟代理人弁護士		伴	拓樹
同		古宇田	耀海
同		沼田	一創
同		杉野	慧人
被 告		雅楽代	奏
上記訴訟代理人弁護士		三國	瞳子
同		岡安	真広
同		具志堅	興治
同		市河	寛人

主 文

- 1 原告会社の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告会社の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

1. 被告は、別紙「原告会社楽曲目録」記載の楽曲を複製、翻案してはならない。
 2. 被告は、別紙「被告楽曲目録」記載の楽曲を公衆送信してはならない。
 3. 被告は、別紙「被告楽曲目録」記載の楽曲を記録した別紙「被告配信サイト目録」記載の記録媒体から、被告楽曲データを削除せよ。
 4. 被告は、別紙「被告 CD 目録」記載の被告楽曲を収録した CD の製造、販売を停止せよ。
 5. 被告は、別紙「被告 CD 目録」記載の CD を廃棄せよ。
 6. 被告は、原告会社に対し、金 5 5 0 0 万円及びこれに対する本件訴状送達の日から支払済みまで年 3 分の割合による金員を支払え。
 7. 被告は、別紙「謝罪広告目録」記載 1 の謝罪広告文を、同目録 2 の掲載条件にしたがって、(住所は省略) 所在の日本経済新聞社発行の「日本経済新聞」全国版朝刊に計 3 回掲載せよ。
 8. 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 6 項につき仮執行の宣言を求める。

第2 事案の概要等

1. 本件は、原告会社 WICADE (以下、「原告会社」という。) が、原告会社制作のビデオゲームに使用されている楽曲である「Shadow」(以下、「原告曲」という。) に係る著作権を有するところ、「TWILIGHT GROOVE」(以下、「被告曲」という。) の作曲者である被告に対し、被告曲は原告曲を複製し、又は翻案したものであると主張して、著作権法(以下、「法」という。) の侵害を理由に、被告楽曲の公衆送信の差し止め、配信サイトからの被告楽曲データの削除、被告楽曲が収録された CD の製造販売の停止、CD の廃棄、当該侵害によって発生した損害の賠償、及び名誉回復措置としての謝罪広告の掲載を求めた事案である。
2. **前提事実**(当事者間に争いがなく、証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

(1) 当事者

ア 原告会社

原告会社は、平成 14 年に設立された、ビデオゲーム制作会社である。主に

シナリオゲーム、モバイルゲーム、コンシューマーゲーム、HD ゲーム、映像音楽を販売することを主な事業としている株式会社である。

イ 被告

被告は、1990年、静岡県浜松市で生まれ、高校卒業後、ウィーンのシンフォニア国立音楽大学に入学し、卒業後は、被告が師事するマックイーン：ガベラ氏が取り持つオーケストラの共演ソリストとして活動している音楽家である。現在は音楽レーベル **Fuji Crystal** にも所属し、作曲活動も行っている、

(2) 原告曲

原告曲は、原告会社から発売されたロールプレイングゲーム「**Day Break Recaptures**」の作中において使用される音楽の著作物である。

原告曲は、原告会社と訴外藤原音羽（以下、「訴外藤原」という。）との専属契約に基づき、訴外藤原により完成披露会以前に制作されたものである。原告曲に係る著作権は、上記契約に基づき原告会社に帰属している。原告曲は、世界から夜明けを奪った存在であるラスボスとの闘いに対する主人公たちの熱意や葛藤を、音楽的に表現したものである。

当該ゲームの販売に先だって、原告会社内で行われた新作ゲーム完成披露会で使用された。また、原告会社ゲームは、2024年3月1日、市場にリリースされ、販売が開始された。

(3) 被告楽曲

(ア) 被告楽曲は、被告が2023年中に被告本人によって製作された音楽の著作物である。

被告楽曲は原曲楽曲のコンセプトとは異なり、一夜の静寂と解放を表現したものである。

被告楽曲のピアノ演奏及びその録音は、2023年12月16日、オーストリア国内のスタジオで行われており、演奏は被告本人、録音は音楽レーベル **Fuji crystal** の担当社員である訴外佐野・エイミー・朱音（以下、「訴外佐野」という。）によって行われた。

(イ) 被告楽曲は、音楽配信サイトの販売販促映像において、2024年1月23日に先行配信され、ウィーンで録音がされていること及び被告の名前が表示されている。また、被告楽曲は、原告会社の新作ゲーム完成披露会の5か月後、2024年3月10日、本件 CD が発売された。

(4) 完成披露会

原告会社は、2023年10月5日、原告会社内に関係者合計14～5名を招き「**Day Break Recaptures**」の完成披露会を行い、その際に原告会社曲が参加者に対し披露された。

本披露会では、原告会社の社員により情報を漏らさないよう特別の注意喚起が行われた。

被告は、本完成披露会の招待を受け、参加し、その際、会場で使用されていた原告会社楽曲を聞いた。

第3 争点

- (1) 被告曲による複製権、翻案権侵害の成否（争点1）
- (2) 被告曲による公衆送信権、譲渡権侵害の成否（争点2）
- (3) 被告曲による公表権侵害の成否（争点3）
- (4) 引用の抗弁（争点4）
- (5) 国外で制作された被告楽曲について日本の著作権法の成否（争点5）

第4 争点についての当事者の主張

(1)争点1（被告曲による複製権、翻案権侵害の成否）

【原告会社代理人の主張の要旨】

（一）類似性

原告会社楽曲は訴外藤原との契約によって製作された、原告会社が著作権者であるものである。

被告曲の特徴であるメロディーラインやベースのルート音が、原告会社楽曲と非常に似ている。

特に

- (1) Aメロ部分の6音（レドシラファレ）4小節
- (2) サビ部分の8音（シラファソファレドシ）4小節

合計8小節が類似、合計約120小節の中で何回も繰り返される。

以上の部分は被告楽曲と同一である。

その他、旋律の進行、ベースラインの進行においては被告楽曲でほぼ同じ形で使用されている。リズムは完全に一致している。

割と酷似した形で使われている。

（二）依拠

被告曲は、被告が、完成披露会で流した際に聞いた原告曲に依拠して作られている。

【被告の主張の要旨】

（一）類似性

被告曲は、被告発案で、自ら作曲した、被告が権利を所有する著作物である。原告会社が指摘するAメロのメロディーやベースのルート音がゲ

ーム音楽において似てしまうことは音楽ではよくあることであり、それだけでは楽曲の類似と言うには足りない。

また、演奏楽器はピアノで、リズムも違う、コードもルート音以外の構成音が違うため全体としての印象が異なる。

しかも、被告楽曲では全体で120小節で構成されており、原告会社の指摘した部分は繰り返し部分を含めても合計で24小節である。これは被告楽曲の全体の割合の20%に過ぎない。すなわち、被告曲の80%は原告会社曲とは異なる。

一方で、被告曲の最も重要な本質的特徴は、イントロサビとその繰り返し部分にある。この本質的特徴は、原告会社の主張する20%の範囲にはなく、それ以外その他の80%の範囲にあり、被告曲を印象付けるメロディとなっている。

(二) 依拠

被告は、完成披露会で確かに一度だけ耳にしたが、それだけでは、依拠足りえない。

(三) 慣用句的音型

原告会社曲のAメロとサビ部分のメロディーやベースラインが似ているのは、音型が慣用的表現だからであり、ゲーム音楽によくある、ありふれた同じような音型をしているからである。

(2)争点2 (被告楽曲による公衆送信権、譲渡権侵害の成否)

【原告会社の主張の要旨】

被告曲は原告曲の編曲であり、許可なく配信するのは公衆送信権侵害である。また、被告は音楽レーベル・フジクリスタルを通して被告曲のCDを販売しているので、譲渡権侵害に当たる。

【被告の主張の要旨】

本件CDは、Fuji Crystal が販売した。当レーベルは著作隣接権を所有している。争点1で述べたように、被告曲の著作権者は原告会社ではなく被告自身にある。そのため権利侵害自体発生しない。そうで無くとも、侵害主体はレーベル側にあり本訴訟には理由がない。

(3)争点3 (被告楽曲による公表権侵害の成否)

【原告会社の主張の要旨】

原告曲は、2023年10月5日に開催した完成披露会で初めて社外の人にゲームシーンの一部と共に披露された。

完成披露会は名簿に記載されている限定された関係者合計15名のみが参加していた。情報の流出には特に嚴重に配慮し、完成披露会では参加者に情報を口外しないよう注意喚起をし、撮影や録音も禁止し、社員がその監視をしていたため、この時に原告曲は一般に公開されていない。

原告曲が公表されたのは、被告曲のネット配信が開始された2024年1月23日のことである。

【被告の主張の要旨】

完成披露会の参加者は、社内スタッフだけでなく、外部の招待客がおり、不特定性がある。原告会社は新作ゲームの情報を外部に漏らさないようにと嚴重に注意喚起した旨主張するが、あくまで口頭で注意したに過ぎず、秘密保持の書面を交わしたという事情もない。

したがって、完成披露会の招待客は著作権法上の「公衆」の要件を満たしているため、その時点で原告会社楽曲は公表済みである。

(4)争点4 (引用の抗弁)

【原告会社代理人の主張】

前述した通り、原告曲は未公表であるため、引用の要件を満たさず、「引用」の抗弁は適用されない。また、仮に引用の場面であるとしても、被告は、CD等の原告会社の出典を明示しておらず（法第48条）、「公正な慣行」に合致していない。

【被告の主張】

被告曲は原告曲のオマージュである。音楽の世界では一般的な手法で海外ではフェアユースで認められている。音楽の著作物であると出典の明記をしないのが慣行である。

(5)争点5 (国外で制作された被告楽曲についての日本の著作権法の適用)

【原告会社の主張の要旨】

被告の主張はすべて否認し、争う。

【被告の主張の要旨】

作曲、楽譜制作、演奏、録音のすべてがウィーンで行われている。

そうであるとする、「法の適用に関する通則法第17条」に予定された不法行為の加害行為結果発生地及び加害行為発生地は、日本ではなくウィーンだと言える。

したがって、法の適用に関する通則法第17条によれば、日本の著作権法は適用されずウィーンの著作権法が適用される。

第5 当裁判所の判断

(1) 争点1 (複製権・翻案権侵害の成否)

原告会社が主張する複製権の侵害の「複製」とは、著作権法2条1項15号より、「印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製すること」をいい、複製権侵害の要件として、「依拠」と「有形的再製」の2点があげられる。

また、「翻案」とは、原著作物に新たな創作活動を加えて、新たな二次的著作物を創作することであるが、その成立要件として、「依拠」と「本質的特徴の直接感得」が挙げられる。

(イ) 依拠について

被告雅楽代奏は、原告会社が2023年10月5日に原告会社社内で、関係者合計15名を招き行った、『Day Break Recaptures』の完成披露会に参加し、その際に、原告会社楽曲が参加者および被告に対し披露された。

加えて、原告会社の主張する原告曲の該当部分について、音符の95%以上が一致している事実を鑑みるに、被告楽曲の制作にあたって、原告会社楽曲に依拠して作られていると判断する。

(ロ) 本質的特徴の有形的再製について

音楽の本質的特徴を判断するにあたり「メロディー」、「リズム」、「和声」の3要素を基準に判断する。

(i) メロディー

原告会社が主張したメロディーの6音レドシラファレ及び8音シラファソファレドシについて、原告会社楽曲、被告楽曲共に同一の音を使い、メロディーという形をとっている。そのため、原告会社の指摘するAメロ部分とサビ部分のメロディーについては、有形的再製が認められる。

(ii) リズム

原告会社が主張した該当箇所について、リズムを表す音符の種類、及び使われている箇所ド音記号側、ヘ音記号側の楽譜どちらにおいても、原告会社楽曲、被告楽曲共に同一とみられるため、リズムについて有形的再製が認められる。

(iii) 和声

原告会社が主張した箇所において、和声については完全に一致しているとは言えないが、構成している音で最低の音符は一致していることを鑑みると一部の有形的再製が認められる。

以上3点を鑑みると、原告会社が主張した「6音の部分及び8音」の該当箇所に限ってみれば、有形的な再製が認められ、原告会社の主張した6音及び8音の箇所については、その部分の複製があったと認定できる。

しかしながら、楽曲全体を見れば、原告会社が主張した該当箇所は、被告曲繰り返し部分を含めても、20%に過ぎず、80%が異なるのであって、被告曲における原告曲の一部の有形的再製は、社会通念に照らし、異

なる80%の中に埋もれて色褪せ、被告曲の創作的表現における本質的特徴とはいえず、原告会社に受忍すべき限度の範疇にあると判断する。

また、被告曲の本質的特徴は、イントロサビ部分と、その繰り返し部分にあり、そのイントロサビ部分その繰り返し部分は、原告曲にはないものである。したがって、原告曲のAメロ部分とサビ部分が共通するとしても、原告曲と被告曲を全体的に観察した場合、被告曲は原告曲の複製、翻案であるとは認められない。

(2) 争点2 (被告楽曲による公衆送信権、譲渡権侵害の成否)

前述のとおり、原告会社の主張した該当箇所については、その部分のみに限定すれば複製もしくは翻案が認められるとしても、原告会社の指摘する該当箇所は、ごく一部であり、被告曲の本質的特徴はそれとは別に存在し、原告曲と被告曲を全体的に観察すれば、原告曲の複製・翻案とは認められないのであるから、被告曲を配信しても原告会社に対する公衆送信権侵害は成立せず、CDの販売についても譲渡権侵害は成立しない。

(3) 争点3 (被告楽曲による公表権侵害の成否)

次に、公表権侵害の成否について検討する。公表権侵害の要件として「著作物が未公表物であること」、「被告が当該著作物を公衆に提供又は提示すること」の2点が挙げられる。

① 原告曲が未公表であったか

原告会社の行った完成披露会は、ゲームの内容の一部と共に完成した事実を原告会社に関わる各関係者に周知することを目的とし、参加者は原告会社の選んだ15名であった。会社側からの招待客として、10名を超える人数に対し、原告会社楽曲が披露された以上、原告会社楽曲はこの時点で公表済みと解される。

この点、原告会社は、担当者からも注意喚起がなされ、他のスタッフが盗撮や録音が行われないように監視も怠っていなかった旨主張するが、あくまで口頭による注意に過ぎず、秘密保持に関する書面による注意を行うとか、確認書、秘密保持契約書等を交わしたといった事情もない。

したがって、原告曲は完成披露会において公表済みであったと判断する。

② 以上により、その他の成立要件該当性を論じるまでもなく、本件で公表権侵害は成立しない。

(4) 争点4 (引用の抗弁)

著作権の「引用」に関しては、法32条1項において、「公表された著作物において著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、「公正な慣行に合致」するものであり、かつ、「報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内」で行われる物でなければならない」としている。この「公正な慣行に合致」しているか否かの基準と

しては、①明瞭区別性、と②主従関係が過去の裁判例の示すところである。

この点、本件では、被告は、原告曲の「オマージュ」による引用であった旨主張している。

しかしながら、争点1で前述したとおり、被告曲は、原告曲の複製、翻案に該当しないと判断する。したがって、原告曲とは別の著作物である被告曲を公表したところで、原告曲に対する公表権侵害は成立しない。

仮に複製、翻案が成立するとして付言するに、本件は原告曲の120小節中の24小節分について、被告曲130小節中の18小節程度であって、一応、主従関係が認められるが、原告会社楽曲のAメロ部分とサビ部分は、被告曲の中で明瞭に区別されているとは言い難く、被告曲のCDジャケットや、配信サイトにも、原告曲の出所の明示もないことから、本件の事情では、「引用」は成立しない。

(5) 争点5 (国外で制作された被告楽曲についての日本の著作権法の適用)

著作権法は基本的に「属地主義」を採用している。

また、法の適用に当たり、複数国に事実がまたがることで、本件では、準拠法の選択が問題となる。

本件の被告楽曲は、日本にとどまらず全世界的に配信され、販売され、若しくは被告楽曲が収録されたCDの販売が行われている。

法の適用に関する通則法17条によれば、不法行為の法の適用について、「不法行為によって生ずる債権の成立及び効力は、加害行為の結果が発生した地の法による。ただし、その地における結果の発生が通常予見することのできないものであったときは、加害行為が行われた地の法による。」と規定しており、本件ではその加害行為の「結果の発生地」もしくは「加害行為地」が日本か、オーストリアかが問題となる。

本件の事情によると、演奏と録音はオーストリア国内で行われたものの、作曲、楽譜制作は、日本で行われた事情がうかがえる。また、被告曲の配信やCD販売の中心も日本にあると認められる。

したがって、たとえ行為の一部が外国で行われていたとしても、行為の一連の流れを全体的に評価すると、重要な行為が国内で行われており、仮に被告楽曲による不法行為が成立すると、日本国内で発生した加害行為については日本の法の適用が可能であるほか、外国で行われた被告の行為も含めて日本の法律を適用するものと判断する。

第6 結語

以上によれば，被告曲による原告曲に対する侵害はいずれも認められず，また，両曲の類似する部分は受忍限度の範疇にとどまるものであるから，原告会社の請求は認められない。

したがって，原告会社の請求はいずれも棄却することとし，主文のとおり判決する。

以上

令和6年11月3日

日本大学神田三崎町地方裁判所民事第88部

裁判長裁判官	宅森	風坐
裁判官	小山	裕之
裁判官	吉田	向陽

<判決文要旨>

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

理 由

以下、判決に至った理由の「要旨」を述べる。

【本件の争点】

- (1) 本件楽曲による複製権、翻案権侵害の成否（争点1）
- (2) 本件楽曲による公衆送信権、譲渡権侵害の成否（争点2）
- (3) 本件楽曲による公表権侵害の成否（争点3）
- (4) 引用の抗弁（争点4）
- (5) 国内で制作された本件楽曲について日本の著作権法の成否（争点5）

【当裁判所の判断】

争点1 本件楽曲による複製権、翻案権侵害の成否

原告が主張する複製権の侵害の「複製」とは、著作権法2条1項15号より、「印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製すること」をいい、複製権侵害の要件として、「依拠」と「有形的再製」の2点あげられる。

また、「翻案」とは原著作物に新たな創作活動を加えて、新たな二次的著作物を創作することであるが、その成立要件として、「依拠」と「本質的特徴の直接感得」が挙げられる。

（1）依拠について

被告雅楽代奏は、原告が2023年10月に原告社内で、関係者合計15名を招き行った、『Day Break Recaptures』の完成披露会に参加し、その際に原告楽曲が参加者および被告に対し披露された。

加えて、原告が同一であると主張した被告曲の該当箇所について見ると、音符の95%以上が一致していることから、本件楽曲の制作にあたって、原告楽曲に依拠して作られていると判断する。

（2）本質的特徴の有形的再製について

音楽の本質的特徴を判断するにあたり「メロディー」「リズム」「和声」の3要素を基準に判断する。

(ア) メロディー

原告が主張したメロディーの6音「レドシラファレ」及び8音「シラファソファレドシ」について、原告楽曲、被告曲共に同一の音を使い、メロディーという形をとっている。そのためメロディーの有形的再製が認められる。

(イ) リズム

原告が主張した該当箇所について、リズムを表す音符の種類、及び使われている箇所ド音記号側、ヘ音記号側の楽譜どちらにおいても、原告楽曲、本件楽曲共に同一とみられるため、リズムについて有形的再製が認められる。

(ウ) 和声

原告が主張した箇所において、和声については完全に一致しているとは言えないが、構成している音で最低の音符は一致していることを鑑みると一部の有形的再製が認められる。

(エ) 小括

以上3点を鑑みると、原告の主張した該当箇所である、6音及び8音の部分については、本件楽曲に原告楽曲の複製が認められる。

しかしながら、原告が主張した該当箇所は、被告楽曲繰り返し部分を含めても、20%に過ぎず、曲全体の80%が異なるのであって、被告楽曲における一部の複製は、社会通念に照らし、原告に受忍すべき限度の範疇にあると判断する。

また、被告曲の本質的特徴は、イントロサビ部分その繰り返し部分にあると解される。そのイントロサビ部分とその繰り返し部分は原告曲にはないものである。したがって、たとえ原告曲のAメロ部分とサビ部分が共通するとしても、原告曲と被告曲を全体的に観察すると、被告曲は原告曲の複製、翻案であるとは認められない。

争点2 本件楽曲による公衆送信権、譲渡権侵害の成否

前述のとおり、原告の主張した該当箇所については、複製・翻案とは認められないのであるから、本件楽曲を配信しても原告に対する公衆送信権は成立せず、CDの販売についても譲渡権は成立しない。

争点3 本件楽曲による公表権侵害の成否

次に、公表権侵害の成否について検討する。公表権侵害の要件として「著作物が未公表物であること」、「被告が当該著作物を公衆に提供又は提示すること」の2点が挙げられる。

(1) 著作物が未公表であったかについては、

原告の行った完成披露会は、ゲームの内容の一部と共に完成した事実を原告に関わる各関係者に周知することを目的とし、参加者は原告の選んだ

15名であった。会社側からの招待客として、10名を超える人数に対し、原告楽曲が披露された以上、原告楽曲はこの時点で公表済みと解される。

この点、原告は、担当者からも注意喚起がなされ、他のスタッフが盗撮や録音が行われないように監視も怠っていなかった、という事情主張するが、あくまで口頭による注意に過ぎず、秘密保持に関する書面による注意を行うとか、確認書を交わしたといった事情もない。

したがって、原告楽曲は完成披露会において公表済みであったと判断する。

(2) 以上により、その他の成立要件を検討するまでもなく、公表権侵害は成立しない。

争点4 引用の抗弁の成否

引用の要件については、法32条は、「公表された著作物において著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われる物でなければならない」としている。

しかしながら、争点1で述べたように、本件では原告楽曲の複製、翻案は成立しないことから、引用該当性については検討しない。

争点5 国外で制作された本件楽曲について日本の著作権法の成否

著作権法は「属地主義」を採用しており、国をまたいだ法の適用について準拠法の選択が問題となる。

法の適用に関する通則法17条によれば、「不法行為によって生ずる債権の成立及び効力は、加害行為の結果が発生した地の法による。ただし、その地における結果の発生が通常予見することのできないものであったときは、加害行為が行われた地の法による。」と規定しており、本件ではその加害行為の「結果の発生地」もしくは「加害行為地」が日本か、オーストリアかが問題となる。

本件の事情によると、演奏と録音はオーストリア国内で行われたものの、作曲、楽曲制作は日本で行われた事情がうかがわれ、本件楽曲の配信やCD販売の中心も日本であると認められる。

したがって、たとえ行為の一部が外国で行われていたとしても、行為の一連の流れを全体的に評価すると、重要な行為が国内で行われており、仮に被告楽曲による不法行為が成立すると、日本国内で発生した加害行為については、外国で行われた被告の行為も含めて日本の法律を適用するものと判断する。

結語

以上によれば、被告楽曲による原告の被害はいずれも認められず、または受忍の限度にとどまるものであるから原告の請求は認められない。

したがって、原告の請求はすべて棄却することし、主文の通り判決する。

以上

令和6年11月3日

日本大学三崎町地方裁判所 民事第88部

裁判長裁判官

宅森

風坐

裁判官

小山

裕之

裁判官

吉田

向陽